

平成 27 年

第 2 回柳泉園組合議会定例会会議録

平成 27 年 5 月 27 日開会

柳泉園組合議会

平成27年第2回柳泉園組合議会定例会会議録目次

○議事日程	1
○出席議員	1
○関係者の出席	1
○事務局・書記の出席	2
○開 会	2
・仮議席の指定	2
・選挙第1号	2
・指定第2号	3
・選挙第2号	3
・会期の決定	4
・会議録署名議員の指名	5
・選任第2号	5
・諸般の報告	6
・行政報告	6
・議案第10号（上程、説明、質疑、討論、採決）	21
・議案第11号（上程、説明、質疑、討論、採決）	23
・議案第12号（上程、説明、採決）	29
・廃棄物等処理問題特別委員会報告	30
○閉 会	31

平成27年第2回
柳泉園組合議会定例会会議録

平成27年5月27日 開会

議事日程

- 1 仮議席の指定
 - 2 選挙第1号 議長の選挙
 - 3 指定第2号 議席の指定
 - 4 選挙第2号 副議長の選挙
 - 5 会期の決定
 - 6 会議録署名議員の指名
 - 7 選任第2号 廃棄物等処理問題特別委員会委員の選任
 - 8 諸般の報告
 - 9 行政報告
 - 10 議案第10号 柳泉園組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例
 - 11 議案第11号 工事請負契約の締結について
 - 12 議案第12号 柳泉園組合監査委員の選任について
 - 13 廃棄物等処理問題特別委員会報告
-

1 出席委員

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 島崎 清二 | 2番 関根 光浩 |
| 3番 村山 順次郎 | 4番 後藤 ゆう子 |
| 5番 藤岡 智明 | 6番 桐山 ひとみ |
| 7番 鈴木 たかし | 8番 小西 みか |
| 9番 渋谷 けいし | |

2 関係者の出席

- | | |
|------|--------|
| 管理者 | 並木 克巳 |
| 副管理者 | 渋谷 金太郎 |
| 副管理者 | 丸山 浩一 |

助 役	森 田 浩
会計管理者	田之上 真
清瀬市都市整備部参事	佐々木 秀 貴
東久留米市環境安全部長	小 林 尚 生
西東京市みどり環境部長	松 川 聡

3 事務局・書記の出席

総務課長	新 井 謙 二
施設管理課長	千 葉 善 一
技術課長	佐 藤 元 昭
資源推進課長	宮 寺 克 己
書記	横 山 雄 一
書記	小 林 光 一
書記	押 切 悦 子
書記	本 間 尚 介

午前10時02分 開会

○臨時議長（藤岡智明） 定足数に達しておりますので、ただいまより平成27年第2回柳泉園組合議会定例会を開会いたします。

○臨時議長（藤岡智明） 「日程第1、仮議席の指定」を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席といたします。

○臨時議長（藤岡智明） 「日程第2、選挙第1号、議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によって行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（藤岡智明） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、代表委員において指名することといた

したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（藤岡智明） 御異議なしと認めます。

よって、西東京市の代表委員であります桐山ひとみ議員をお願いいたします。

○6番（桐山ひとみ） 議長に清瀬市選出の渋谷けいし議員を指名いたします。

○臨時議長（藤岡智明） お諮りいたします。ただいま代表委員において指名いたしました渋谷けいし議員を議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（藤岡智明） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました渋谷けいし議員が議長に当選いたしました。

ここで、会議規則第31条第2項の規定により、告知をいたします。

○議長（渋谷けいし） ただいま議長に御推挙いただきました清瀬市議会の渋谷でございます。3市の廃棄物行政が円滑に進みますように議会運営を円滑にしていきたいと思っておりますので、皆様の御協力をお願いいたします。

○議長（渋谷けいし） それでは、引き続き議事を進行いたします。

「日程第3、指定第2号、議席の指定」を議題といたします。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長においてただいま御着席のとおり指定をいたします。

○議長（渋谷けいし） 「日程第4、選挙第2号、副議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によって行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることと決しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） 御異議なしと認めます。

それでは、西東京市選出の桐山ひとみ議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名をいたしました桐山ひとみ議員を副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議長において指名をいたしました桐山ひとみ議員が副議長に当選をいたしました。

ここで、会議規則第31条第2項の規定により、告知をいたします。

それでは、当選の承諾及び御挨拶をお願いしたいと思います。

○6番（桐山ひとみ） ただいま皆様から御推挙いただきました西東京市選出の桐山ひとみです。議長の補佐役として組合議会が円滑に行えますよう皆様の御協力、そして、よろしくお願い申し上げます。

○議長（渋谷けいし） ありがとうございます。

○議長（渋谷けいし） 「日程第5、会期の決定」を議題といたします。

このことについて、去る5月19日から25日の間、持ち回りの代表者会が開催されておりますので、東久留米市の代表委員であります島崎清二議員に報告を求めます。

○1番（島崎清二） それでは、御報告させていただきます。

去る5月19日から25日の間、持ち回りで代表者会が開催され、平成27年第2回柳泉園組合議会定例会について協議しておりますので、御報告申し上げます。

平成27年第2回柳泉園組合議会定例会の会期につきましては、5月27日、本日1日限りといたします。

また、本日の日程としましては、お手元に既に御配付のとおりであります。

まず、「日程第7、選任第2号、廃棄物等処理問題特別委員会委員の選任」を行います。

次に、「日程第8、諸般の報告」は、書面配付をもって報告といたします。

次に、「日程第9、行政報告」を行い、報告の終了後に質疑をお受けいたします。

次に、議案審議に入り、「日程第10、議案第10号、柳泉園組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例」、「日程第11、議案第11号、工事請負契約の締結について」、「日程第12、議案第12号、柳泉園組合監査委員の選任について」を順次上程し、採決いたします。

最後に、「日程第13、廃棄物等処理問題特別委員会報告」を行います。

以上で本日本日予定された日程が全て終了となり、第2回定例会を閉会いたします。

以上が代表者会の決定事項でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（渋谷けいし） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。今定例会の会期は、代表委員の報告のとおり本日1日限りとし、日程表のとおりといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りとし、日程表のとおりとすることに決しました。

○議長（渋谷けいし） 「日程第6、会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第92条の規定により、議長において次の2名を指名いたします。

第5番、藤岡智明議員、第6番、桐山ひとみ議員、以上のお二方をお願いをいたします。

○議長（渋谷けいし） 「日程第7、選任第2号、廃棄物等処理問題特別委員会委員の選任」を議題といたします。

お諮りいたします。廃棄物等処理問題特別委員会委員の選任につきましては、柳泉園組合特別委員会条例第3条の規定により、議長において指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名をいたします。

第1番、島崎清二議員、第2番、関根光浩議員、第3番、村山順次郎議員、第7番、鈴木たかし議員、第8番、小西みか議員、第9番、渋谷けいし議員、以上の6名の議員を新たに廃棄物等処理問題特別委員会委員に選任をいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） 御異議なしと認めます。よって、以上の諸君を廃棄物等処理問題特別委員会委員に選任することに決しました。

○議長（渋谷けいし） 「日程第8、諸般の報告」を行います。

諸般の報告に関しましては、お手元に御配付いたしております書類に記載のとおりでございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（渋谷けいし） ここで、管理者より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○管理者（並木克巳） おはようございます。本日、平成27年柳泉園組合議会第2回定例会の開会に当たり、議長のお許しをいただきまして、一言御挨拶を申し上げます。

各市とも第2回定例会の開催を控えまして、それぞれお忙しい中、議員の皆様におかれましては、本日の定例会に御出席いただきまして、厚く御礼申し上げます。

本日の定例会におきましては、行政報告の中で、2月から4月までの主な事務事業について御報告させていただきます。

また、御案内のとおり、条例など3件の議案を御提案させていただいております。御審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますけれども、第2回定例会の開会に当たりまして、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（渋谷けいし） 「日程第9、行政報告」を行います。

○助役（森田浩） それでは、お手元に御配付の行政報告に沿って報告させていただきます。

今回の行政報告につきましては、平成27年2月から27年4月までの3カ月間の柳泉園組合における事業運営等についての御報告でございます。

初めに、1ページでございます。総務関係でございます。1の庶務について、(1)事務の状況でございますが、2月13日に関係市で構成する事務連絡協議会、また17日に管理者会議を開催し、平成27年第1回柳泉園組合議会定例会の議事日程(案)等について協議いたしました。

続きまして、2、見学者についてでございますが、今期は5件、159人の見学者がご

ございました。このうち、小学校の社会科見学が1件、76人でございます。

次に、3のホームページについてでございますが、表2に記載のとおりでございますので、御参照いただきたいと思います。

次に、2ページでございます。4、ごみ処理手数料の収入状況でございますが、表3に記載のとおりでございます。これにつきましても御参照いただきたいと思います。

次に、5、契約の状況につきましては、今期は5件の工事請負契約と8件の委託契約を行っております。詳細につきましては行政報告の資料として添付してございますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、3ページのごみ処理施設関係でございます。

初めに、1のごみ及び資源物の搬入状況でございます。今期の構成市のごみの総搬入量は表4-1に記載のとおり1万6,945トンで、これは昨年同期と比較いたしまして217トン、1.3%の増加となっております。

内訳としましては、可燃ごみは4ページの表4-2のとおりで1万5,160トンでございました。昨年同期と比較いたしまして253トン、1.7%の増加となっております。また、不燃ごみは表4-3のとおり1,699トンで、昨年同期と比較いたしますと38トン、2.2%の減少となっております。粗大ごみは5ページの表4-4のとおり86トンで、昨年同期と比較いたしまして2トン、2.4%の増加となっております。

なお、構成市別、月別の各ごみ搬入量の内訳といたしましては、3ページの表4-1から5ページの表4-4に記載のとおりでございます。

次に、表4-5でございますが、1人1日当たりのごみの原単位を表示してございます。

続きまして、6ページでございます。表5-1及び表5-2は、有害ごみの搬入状況を表にまとめたものでございます。御参照いただきたいと思います。

続きまして、7ページの表5-3につきましては、動物死体の搬入状況でございます。

続きまして、8ページでございます。表6でございますが、缶類等の資源物の搬入状況をまとめたものでございます。今期の総搬入量は1,716トンで、昨年同期と比較いたしまして111トン、6.1%の減少となっております。

次に、9ページの2、施設の稼働状況でございます。

まず、柳泉園クリーンポートの状況でございますが、2月に1及び2号炉の排ガス中のばい煙測定を実施しております。3月には3号炉の定期点検整備補修が完了し、その後施設は順調に稼働しております。また、1号炉の排ガス中のばい煙測定を実施しております。

4月には2及び3号炉の排ガス中のばい煙測定を実施しております。

なお、放射能関係の測定につきましては、焼却灰等の放射性物質濃度測定及び排ガス中の放射性物質濃度測定を毎月1回、敷地境界の空間放射線量測定を毎週1回行っております。これらの結果につきましては、12ページの表11-1から13ページの表11-3に記載しております。

続きまして、10ページの表7、柳泉園クリーンポートの処理状況でございます。クリーンポートで焼却しております可燃物等の焼却量は1万6,467トンで、去年同期と比較しますと211トン、1.3%の増加となっております。

表8から11ページの表10は、ばい煙、ダイオキシン類及び下水道放流水の各種測定結果等を記載しております。それぞれ排出・排除基準に適合いたしております。

続きまして、13ページの(2)不燃・粗大ごみ処理施設でございます。2月に破碎機部品補修及び投入クレーンの補修、3月にはバグフィルターの清掃を実施しております。施設につきましては順調に稼働しております。

次に、表12の粗大ごみ処理施設処理状況でございますが、不燃・粗大ごみの処理量は1,785トンで、去年同期と比較しまして36トン、2.0%の減少となっております。

続きまして、14ページの(3)リサイクルセンターでございますが、2月にコンベヤベルトの交換補修を行っております。また、びん系列コンベヤ補修及び定期点検整備補修を実施しております。3月には引き続き定期点検整備補修を実施し、施設は順調に稼働しております。

次に、表13のリサイクルセンター資源化状況でございますが、資源化量は1,716トンで、去年同期と比較しますと111トン、6.1%の減少となっております。

続きまして、15ページでございます。3、最終処分場についてでございますが、引き続き焼却残渣は東京たま広域資源循環組合エコセメント化施設に全量を搬出しております。今期は2,318トンで、去年同期と比較しますと121トン、5.0%の減少となっております。搬出状況につきましては表14に記載のとおりでございます。

次に、4の不燃物再利用状況についてでございますが、不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターで発生いたしました不燃物、屑ガラス等につきましては、埋め立て処分をせずに、固形燃料化や路盤材として再利用を行っております。再利用の状況につきましては表15に記載のとおりでございます。

続きまして、16ページのし尿処理施設関係でございます。今期のし尿の総搬入量は

306キロリットルで、昨年同期と比較しまして8キロリットル、2.6%の増加となっております。表16-1から表16-3に搬入状況の詳細を記載してございます。

続きまして、17ページの2、施設の稼働状況でございます。今期は2月に活性炭の交換及び受水槽の清掃を実施し、施設は順調に稼働しております。

次に、表17のし尿処理施設における下水道放流水測定結果でございますが、それぞれ排除基準に適合いたしております。

続きまして、19ページでございます。施設管理関係でございます。1、厚生施設でございますが、各施設の利用状況を昨年同期と比較いたしますと、野球場は2.3%、テニスコートは13.3%、室内プールは2.6%、浴場施設は9.0%と、それぞれ利用者が増加しております。詳細につきましては、表18-1及び表18-2に記載のとおりでございます。また、各施設の使用料の収入状況につきましては20ページの表19に記載のとおりでございます。

次に、(3)の施設の管理状況でございますが、室内プール及び浴場施設の水質測定結果を表20及び21ページの表21に記載してございます。それぞれ測定結果の数値につきましては基準に適合いたしております。

以上、簡単でございますが、行政報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（渋谷けいし） 以上で行政報告が終わりました。

これより行政報告に対する質疑をお受けいたします。

○3番（村山順次郎） 3点お聞きしたいと思うのですが、前回の定例会で議論がございまして、厚生施設の大規模改修についての資料を定例会後にいただいておりますので、その点で1つだけお聞きしたいと思います。プール棟を中心とした厚生施設棟の改修ということで、プール棟の防水改修工事ですとか、電気設備工事、機械設備工事などの内容が、その見積もりも含めて、A案、B案という形で議員には資料が提供されております。それで、今年度では実施設計をかけていくということになりますので、このA案、B案どちらかということではなくて、この間ぐらいの案になるのかもしれませんが、いずれにしても何らかの実施設計を決めていくというところに今いるのだと思いますが、私は、特に利用者、周辺住民の皆さんの意見、要望というのを反映させた大規模改修になるといいなど。厚生施設の利用率がいろいろな面で下がってきているのはなぜかという質疑が大分この間やられてきましたが、大きな理由は老朽化だという御答弁だったことを考えますと、利用

しやすい、利用してもらえらる厚生施設にしていく意味でもそういうことが重要だと思いま
すので、思いつくのはアンケートですとか、何らかの利用者、周辺住民の皆さんの声を組
み入れる手だてをとってほしいと思いますが、このいただいている資料に基づいて検討さ
れているところだと思いますが、どのような大規模改修にしていくお考えなのかとともに、
今申しあげました利用者、周辺住民の皆さんの声をどう受け入れていくのかということ、
御担当のお考えをお聞きしたいと思います。

2点目は、クリーンポートについて、包括的な長期継続委託をしていくということで、
委託をした場合の金額は幾ら、しない場合の金額は幾らという資料も提示されて議論して
きております。施政方針ではこれを検討していくということがうたわれているわけですが
れども、この間、何か進捗はありましたでしょうか。あるいは、今年度におけるこの後の
スケジュールはどうなっているのか、御説明をいただければと思います。

それで、3点目なんです、厚生施設を中心とした防災対策ということ、いろいろ御提
案もさせていただいているところなのですが、念のための確認なんですけれども、市の施
設などではいざ大規模災害、大きな地震が起こった際に帰宅困難者が生じることも想定を
して、一定程度その施設を利用される方、その施設の職員の皆さんのための水などの防災
備蓄をその施設の中に備えていくということを今しているわけですが、柳泉園では
最低限少なくとも職員の皆さんが一定期間外部から補給を受けずに業務をされていける
ための防災備蓄、水などの備蓄があるのか。あるいは、震災発生タイミングにもよると
思うのですが、厚生施設等の利用者が、今そういう事態が生じたときに、すぐに避難所や
自分の家に帰るのではなくて、一定期間、安全な期間はその場にいてということもあるわ
けですが、厚生施設の利用者が一定期間、1日、半日この施設に仮にいた場合に提
供できる防災備蓄があるのかなのか、お聞きをしたいと思います。

3点、お願いします。

○施設管理課長（千葉善一） それでは、お答えします。

3月13日付の事務連絡という形で皆様方に前年度の改修計画の資料につきまして配付
させていただいております。こちらは、前年度の委託内容としては、基本的には建築物、
機械設備、電気設備などの老朽化した施設の診断を含めて検討していただき、施設の延命
化を図る改修方法の検討、さらには、既存の不適合箇所、古い施設ですので今の法律と比
較しますと当然改めなければいけない部分がございますが、そのような既存の不適合箇所
の確認とその検討、そして概算書を含む基本設計などの作成業務が前年度の委託内容と

なっており、3月13日付で資料といった形で配付させていただいております。

基本的には利用者の要望にある程度お応えできるような形での検討をいたしております。例えばプール施設、浴場施設、また事務所の前に、御要望といった形での用紙が置いてありますので、利用される方々はその用紙に記入した後、投書箱に入れていただくと。それを集計して、ある程度取り入れられるものは早目に行う。その中では、基本的には設備が相当古くなっているのを新しくしてほしいという意見もございました。

今回の基本計画では、基本的な考え方といたしまして、現在ある機能の維持、そして高齢者、また障害のある方々に利用しやすい機能を備えた施設への改修などによって、今後20年程度を見据えた計画内容となっております。設備としては30年たっており、建物自体は50年ぐらいは当然大丈夫だろうという判断の中で20年間を見据えた計画内容となっております。

そして、今回、実施設計の入札を行った結果、基本設計業者と違った業者と契約を締結しております。現在の状況といたしましては、基本的には同一業者であれば早目に進行する予定でございますが、違った業者ですので、最初から、去年の報告書をもう一度確認していただくという業務を今のところ進めております。ですので、実際には今後の進め方といたしましては、もう一回見ていただいて、それから新たにどのようなものがよろしいのかというのを検討したいと思っております。最終的には9月ごろを目標に積算の業務に移ればと考えております。

1点目は以上でございます。

○技術課長（佐藤元昭） では、続きまして、クリーンポートの大規模補修にかかわる進捗状況と今後についてということですが、現在、大規模補修に当たりまして、その前段階として、コンサルにお願いして仕様書等いろいろ御指導いただきながら仕様を決めて、大規模補修にかかわる入札を総合評価落札方式で行いたいと考えているところで、その前段階のコンサルに関しまして、若干仕様がなかなか固まりませんで、おくれしています。ただ、近々入札を行いまして、コンサル業者が決定次第、大規模補修に向けていろいろ調整を進めていきたいと思っております。

○施設管理課長（千葉善一） 3点目の防災関係でございます。利用者に対します、帰宅困難者に対する備蓄の関係でございますが、本来、東京都の帰宅困難者対策条例に基づきまして、従事者を対象といたしまして、3日間程度の飲料水、食料ということで、備蓄はしております。基本的にはクリーンポート1直者を対象といたしまして、6人分で3食、

実際には2日間程度ですので、36食分は備蓄しております。ただ、先ほど厚生施設には従事者もしくは利用者等がございますので、当然そのような方々の備蓄に関しては今後いろいろ検討しながら対応を図りたいと思っております。

○3番（村山順次郎） 最後の備蓄のところ、まず、従事者のためにということで、1直6人分3日間36食ということですが、少し足りないように思います。震災発生時が日中というんですかね、仮に発生をして、日勤の方もそのままクリーンポート等の業務を遂行するために、あるいは帰宅困難になって帰れなくなる、帰らないで仕事をせざるを得ないということも十分想定し得ると思いますので、少しこのところは充実を図ってほしいと思いますが、お考えをお聞きしたいと思います。

それと、厚生施設の大規模改修についてですが、このいただいた資料を作成した業者と今回実施設計をする業者が別々になったので少し時間がかかっているが、9月ごろには積算をかけていきたいということだったかなと思います。投書箱に要望を入れてということ、そこも検討材料の1つとしながらということだと思いますが、ぜひ周辺自治会協議会の場面などや、あるいは、せっかくの機会でございますので、何らかの積極的な意見を聞く手だてをとっていただきたいと、これは要望したいと思います。

私、たびたび管理者などに、この施設の性格上、他の団体、他の自治体ではなかなか苦慮されている、建てかえ等の際にさまざまな困難があるということも聞きながら、周辺の住民の皆さんの理解というのが大切ですよという話をさせていただいております。厚生施設ができ上がってきた、プールができて、お風呂ができてというこの経過も、私も住民の皆さんから少しずつ聞いておるところでもございますので、そういう視点も横に置きながら、厚生施設の大規模改修、大切な機会でもありますので、大きなお金でもございますので、そのところも踏まえて当たっていただきたいと思います。

それで、クリーンポートの長期継続委託のところ、これはなかなか固まらないということで、確認なんです、コンサルを決めるための入札をするための仕様書を今少し取りまとめているところということでいいのです。その段階で今手続をしているということ。そのところは確認をさせてください。

○施設管理課長（千葉善一） 備蓄の関係でございます。少し修正をかけさせていただきたいと思います。36食というのは前年度の購入を36食分購入してございます。従前から、一部保存期間等がございますので、50食程度は残ってはおります。ただ、3年ごと、5年ごとといった保存期間がばらばらですので、その保存期間に応じて補充をしており、

前年度の予算で36食分を一応購入しております。ただ、実際には保存期間に多少差がございますので、36食以外に50食程度ございますので、合計いたしますと80食以上ですので、3日間はクリアできております。ただ、厚生施設の例えば利用者に関しては、今のところそのような部分では不足している部分がございますので、今後いろいろと検討しながら対応を図りたいと思っております。

○技術課長（佐藤元昭） 議員のおっしゃるとおりでございます。総合評価落札方式に至る前のコンサルを入札するに当たっての仕様がなかなか固まらなくて時期が若干ずれ込んでいるということでございます。

○3番（村山順次郎） もう終わりますけれども、まず、従事者、職員の皆さんが仕事をするための備蓄については、最初の御答弁ですと36食しかないと受け取れたので少し聞いたんですが、合計では80食は超えているだろうということですので、一応そこは理解をいたしました。そうは言っても、一定程度、実際震災発生時、厚生施設利用者と職員の間で交わされる会話というのを想定いたしますと、なかなか決まりですから、仕組みですからといって割り切れない部分というのがどうしても生じると思いますので、そのところは一定程度御配慮いただければと思います。

クリーンポートの包括的な長期継続委託の件は、今、進捗状況は理解いたしました。今年度コンサルを決めて、そのコンサルと協力をしながら今度はどこに委託をにかけていくのかということで進んでいくものと理解をしております。具体的には来年度予算を審議する場面でもう少し具体的な議論をしていくことになるんだろうと思いますので、現在の一応進捗というところは理解いたしました。

○議長（渋谷けいし） 全部要望でよろしいですか。

○3番（村山順次郎） はい。

○議長（渋谷けいし） ほかにございますか。

○2番（関根光浩） すみません、1点だけ確認させていただければと思います。ただいまの行政報告の中の行政報告資料に委託契約の状況の資料があると思うのですが、13ページにあります厚生施設の大規模改修工事の実施設計委託、この予定価格と契約価格に結構大きな乖離があるんですけれども、この辺の原因につきまして、もしわかりましたら教えていただければと思います。

○施設管理課長（千葉善一） 13ページの予定価格1,467万720円に対しまして契約金額691万2,000円、落札率47.1%といった状況となっております。一般的な建

築物の設計の委託の積算につきましては、国土交通省の官庁施設の設計業務の積算基準、要領、告示などにに基づき行っております。一般的な建築物ですので、今回の修繕工事もこれに準じた形での積算方法に基づき予定価格を設定しているところでございます。ただ、今回47%となっておりますけれども、他の2業者につきましては予定価格の70～87%の範囲内となっている状況でもあり、ある意味では適正な予定価格ではないかと判断いたしております。

○2番（関根光浩） ありがとうございます。ということは、この落札した会社の企業努力というところと考えるとよろしいのでしょうか。

○施設管理課長（千葉善一） 補足となってしまいますけれども、実際私どもの積算の方法では基本的には建築物とか床面積に応じて設計委託に要する時間数というのはおおむね決まっており、それに対して人件費を掛けているわけでございますが、工事でいいますと直接工事費、委託でいいますと実施設計の委託原価では、それ自体で約680万円程度となっており、今回の契約金額とほぼ同額。経費といたしましては、積算上は1.0倍、原価と同額の金額を諸経費として見込んでおりますので、その倍の1,467万円の予定価格となっております。今回原価と同額ですので、ある意味では議員の言われたとおり企業努力であったり、また諸経費をゼロと見ている、もしくは実績づくりといったことも考えられると思います。

○議長（渋谷けいし） ほかにございますか。

○8番（小西みか） 厚生施設のことについて、2点お伺いいたします。

まず、全体的な工期というんでしょうか、これからの計画というところなのですが、こちらの委託の実施設計の期間を見ますと、先ほども少し御答弁がございましたけれども、9月までには実施設計を行って、その後、積算を行うという御答弁だったと思いますが、その後、どれくらいの期間でこの工事が行われるという予定になっているのかをお伺いしたいと思います。

そして、もう1つなんですけれども、A案とB案ということでこの提供していただきました3月付の資料の中ではございまして、B案の中では、工事の費用を減らす方策としてということだと思いますけれども、B案の一番下のほうにございますが、25メートルプールや幼児プール、こういう内容をやめるという、そうした内容の記載がございまして、この点についてはどういう理由で、これをやめるということを行ったとしても、先ほどの御説明ですと、これまでの機能は維持するという方針での工事という御説明がございまし

たので、そのようなことが維持できるとお考えなのか、そのあたりをもう少し御説明いただけたらと思います。

○施設管理課長（千葉善一） 今年度の実施計画の予定でございますが、今後の予定といたしましては、先ほど申し上げましたけれども、基本的には前年度の報告書を一度確認していただいております。その後、基本的には総合検討という形で、基本設計に基づき必要に応じた形で、例えばこれが要る要らないといった形で、総合的な検討を行います。そのような検討の後に基本的には内容修正をして、基本事項の確定後に図面の作成業務となります。ただ、昭和61年の建物ですので、古い図面がなく、既存の図面や今後の新しい図面の作成業務、特記仕様書の作成、そして最終的な積算業務といった形で進めていく予定でございます。最終的には9月ごろ、実際には積算業務といった形で予定しております。また、工期につきましては、基本的には平成28年4月に入札を行い、できれば10月までには工事に入る予定でございます。そして、29年の4月からオープンといった形で進められればと現段階では考えております。

また、今回、A案、B案ということで、既に配付させていただいております。例えば最後から2ページ目のB案の一番最後のほうにタイル取りやめと明記してありますが、取りやめた場合はこのような金額になりますといった内容でございますので、今後検討しながら、やめるのか実施するのかこれからいろいろ検討しながら、例えば、現状、1.1メートルから、一番深いところで1.3メートル、あと飛び込み台のところで1.2メートルと、1.1メートルという均一でございませぬので、A案では1.1メートルに全部改造を行うと、そしてタイル張りにすると。B案は、ただ単純に塗装をし直すと。ただ、塗装といっても、特殊な防水でございますので、結構な金額がかかります。そのような部分での金額の差がこのような金額の差となっておりますし、また、2階の部分につきましても、例えばトレーニング室を、今は普通の床ですので、もっとクッション性のある床に改修した場合は、A案ではB案と比較いたしまして、540万円程度かかるなど、今後確定する段階でいろいろと比較しながら、新たに違う案も出てくるかもしれませんし、天井の板につきましても、現状では簡単に交換という案は来ていますが、躯体上、構造上問題の有無など、今度の実施設計の委託業者に対して構造計算をしていただくこともあります。また、エレベーターにつきましても、住民の方、利用者の方々から利用しやすいようにという要望もございますけれども、つくるとなると構造計算も当然必要となってきますので、そのような部分も含めまして新たに検討を行った上で確定するなど、今後いろいろ検討しながら、細部

にわたりまして結論を出しながら、積算業務に進めていきたいと、今のところ考えているところがございます。

○8番（小西みか）　そうしますと、最初の工期のことについては、28年の10月からの工事で、29年の4月にはオープンという予定で、半年間お休みをする予定だということで、施設としてはそういう認識でよろしいのかを確認させていただきます。

それと、もう1点の工事費についてですけれども、これから詳しくさらに積算、これは今は概算ということですので、これからきちんと積算するということで、またある程度金額が絞られてくるというお話だったと思いますけれども、基本的にはその機能を維持していくということと、先ほどの御説明ですとバリアフリー化をするというところ、これは基本的な方針としては変わらないという、これで方針として、このところは曲げないというか、金額がもしかさむということがあったとしてもしていくという、そういう方針は変わらないということなのかを確認させていただきます。

○施設管理課長（千葉善一）　工期の関係でございます。今のところ、いろいろクリアすべき問題点はございますが、順調にクリアできれば平成28年の、遅くとも10月の利用者の減る時期を目標に工事を半年間で何とか終わればと考えております。実際には実施設計の会社といろいろと打ち合わせをさせていただきながら、当初は1期、2期と分けておりますが、最終的にはやはり1期工事、1年間でやったほうが市民の方、利用者に対して御迷惑がかからないだろうという判断の中で、目標といたしまして平成29年の4月オープンということで、今のところ予定をしております。

また、基本的な考えといたしましては、小西議員が言われたとおり、現状維持を考えており、A案にはジャクジーといった、幼児用のプールを半分にしてつくる案となっております。ただ、そのようなことが果たして幼児プールとしての機能を十分果たせるかどうかということも含めてこれからまた検討しなければいけない部分がございますし、採暖室をサウナ化するというのもA案に含まれております。実際サウナ室といいますと当然浴場にもございますし、新たにプール棟につくるべきなのかどうかも含めて検討せざるを得ないと。そのようなことも含めて、最低限度の機能維持、そして、先ほども申し上げたように、高齢者、障害のある方々に対しましてある程度利用しやすいことを前提に、絞った形でバリアフリーも含めて考えていきたいと思っております。

○議長（渋谷けいし）　ほかにございますか。

○4番（後藤ゆう子）　契約に関する行政報告なんですけれども、私は新人でこういうも

のを見るのは初めてですし、少し専門的なクリーンポートの機械とか電気施設には詳しくないので、質問させていただきます。

この落札の予定価格と契約金額が書いてある、そして下に入札経過が書いてあるのはわかるんですけども、落札した会社が初めてなのかとか、いつもその会社なのか、今回何回目なのかとか、あとは毎年契約するものとか2年ごとにするものでしたら前回の契約金額などが書いてあると、初めての人間でも一応判断材料になるかなと思うのですが、この状況の書き方がこの様式と決まっているのであればそれを書く欄がないのかなと思うのですが、できれば、またこの会社だとか、ここは実績があるとか、ここは新規だとか、あと金額ですね、これが前回より大幅に高くなっているのか安くなっているのかとわかる目安みたいなものを載せていただけませんか。

○総務課長（新井謙二） ただいまの御質問でございます。

契約業者におきましては、当組合の場合、特殊な工事が多いものですから、指名する業者についても限られてしまうところで、入札を行ったところでございます。特に4ページの粗大ごみ処理施設の定期点検整備補修や5ページのリサイクルセンターの定期点検整備補修などにつきましては、ほとんどこの業者において指名をしているところでございます。また、4ページの粗大ごみと5ページのリサイクルセンターの指名業者については、ほぼ同様な業者でございます。契約につきましても大体この中から決定されるところでございます。そのほかの契約におきましても特殊な契約でもございますから、指名業者については大体毎年同様なところで、落札者におきましても、毎回同じではございませんが、それぞれの入札によって指名された業者が当然落札者と決定をされるところでございます。

この様式の入札の経過の中に、その表現につきましては、今後検討させていただきたいと思っております。

○4番（後藤ゆう子） どうもありがとうございました。一応私なりにチェックしようとするときに、基準として企業が実績があるところなのか新規なのかとか、前回の金額と比べてどうなのかというのを一応わからないなりに判断基準としたいので、そのような情報を載せていただけると助かるので、ぜひ御検討ください。ありがとうございました。

○議長（渋谷けいし） ほかに。

○5番（藤岡智明） 8ページの資源物搬入状況と、14ページのリサイクルセンター資源化状況。これは関連しているのですが、私が聞きたいのは、柳泉園独自では前期同月比で6%減っていますよということなんです。これをそれぞれの市で考えてみると、リサイ

クル状況というのはどうなっているかというのは、全体の把握というのは柳泉園ではお考えになっていないのかどうかということを知りたいと思います。

それとあと、これは細かい話なんですけど、12ページ、放射性物質濃度測定結果なんですけど、これは当然基準値内ということは承知なんですけど、4月が少しふえているなという感じなんです。焼却灰と飛灰というんですか、これの数値が高くなっているというのは、これは何かあったのかどうかということなんです。その辺を聞かせてください。

○資源推進課長（宮寺克己） 8ページの資源物の搬入状況でございます。ここに3市載ってございまして、区分ごとに少し御説明申し上げますと、まず、清瀬市におかれましては、缶類、びん類、古紙・布類、ペットボトルを比較いたしますと搬入量といたしましては、昨年の2月と本年2月を比べますと50トンほど今回減少となっております。東久留米市も同じように2月を比較いたしますと6トンほどの減少、西東京市におきましては2月の搬入量については4トンほど増加となっております、清瀬市がかなり減っておりますのは、清瀬市は昨年の4月から、昨年の2月、3月までは古紙・布類を柳泉園に搬入してございましたが、平成26年の4月から搬入がなくなっております。ですので、本年の2月につきましても古紙・布類は当然ゼロでございますので、主にそのようなことが原因で搬入量としましては、並びに処理量につきましても同じなのですが、清瀬市の古紙・布類の搬入が減ったことで全体の資源化量等につきましても減少しているということでございます。

それから、3月につきましては、そういうことで、清瀬市につきましては古紙の分が、60トン余り減っております。東久留米市は昨年3月と比べますとほぼ同量、西東京市は3月を比べますと昨年より10トンほど搬入量がふえてございます。

4月につきましては、昨年の4月はまだ既に清瀬市、古紙が入っておりませんので同じ条件で比べられるんですが、ことしの4月と昨年の4月を比べますと、清瀬市は3トンほど増となっております。東久留米市は4トンほど減。西東京市もほぼ同量ですが、約1トンほど減という状況でございます。

○技術課長（佐藤元昭） 放射性物質濃度測定結果で4月分が高いのはどうしてかということだと思っておりますけれども、ここの2月、3月、4月だけを比較されるとそう思われるかと思っております。福島原発事故以来、平成23年7月から焼却灰（主灰）と飛灰については放射能測定を行いなさいということになりまして、7月13日から毎月1回測定を行っている次第でございます。当初、焼却灰をはかったときはセシウム134が118、セシウム

ム137が146、トータルで264という高い数値が出ていました。また、飛灰につきましても、やはり7月13日にはかったところ、セシウム134が771、セシウム137が898、トータルで1,669という数字が出ていました。それがやはり月日がたつにつれて徐々に下がってきております。多少月によっては増減がありますけれども、たまたま下がってきている中で4月が少し高くなっている。そんな中でごらんいただきたいのは、焼却灰（主灰）のセシウム134は3カ月続けて不検出となってきたということですので、福島原発事故以来の影響は大分薄くなってきていると考えられるかと思っております。

○5番（藤岡智明） 資源物、リサイクルの関係なんですが、こちらもそれぞれの市、構成市が資源ごみについて独自に工夫をしながらリサイクルを進めているという状況があると思うのですが、柳泉園としても全体として3市のごみの状況がどうなっているかということ、全体がつかめるような、柳泉園独自の指標だけではなくて全体でどうなっているかということもわかるような、そういう資料があつていいのではないかとすることを要望しておきたいと思えます。

それから、放射能につきましては、考え方はわかりました。

○6番（桐山ひとみ） 1点質問させていただきますが、行政報告資料の中の工事請負契約3ページです。クリーンポート外壁等防水補修の入札ということで、これは昨年度緊急的に要するという補正をし、また繰越明許に至った経過のものだと思うのですが、これは何か改善をした形をとられて入札準備をされたのかということについての、このあたりの御報告をぜひお願いしたいと思います。

それから、この工事がもう既に行われておりますけれども、現段階で、防水補修ですから、突然の雨もゴールデンウィーク中に1回あったかと思うのですが、そのあたり、特段問題なかったのかということについても御報告をお願いいたします。

○施設管理課長（千葉善一） 3ページ目の防水補修関係でございますが、基本的に仕様の変更はしておりません。ただ、工期的な問題で、実際には6月30日ということで、内容的には手を加えていない中での入札という形でございます。

また、状況でございますが、現時点での内容といたしましては外壁のひび割れの補修といたしまして、シール工法とかエポキシの樹脂とかUカットシール工法がございますが、おおむねひび割れ箇所の補修は終わっております。また、その後の外壁の塗装としては、まだ完全にはやっておりますが、シーリング補修といたしまして、縦の目地と横の目地

は既に完了済みとなっており、外壁の塗装も既に3分の1は終わっております。

また、屋上防水といっても、実際には側溝の部分となっており、全ての防水ではなく、側溝箇所約12メートル程度の補修の内容となっており、実際には半分程度が終わっております。これから雨季に入るわけですが、それまでにはおおむね完了予定となっております。

○6番（桐山ひとみ） ありがとうございます。

前回は指摘をしたか記憶がないんですけども、補正の段階のときというのは、あくまでも緊急を要するという事の補正を組んで、それで入札不調というのは、やはりあまりにも年度末で忙しい時期に入札を試みてみたという結果、繰越明許という、緊急を要していたのにもこんなにもずれてしまったということですから、このような入札にかかわる日程の期間とか、工期も含めてですけども、そのあたりはこれからはいろいろな課題が出て、緊急を要することというのは突然出てくるかと思うので、そのあたりは十分検討して、ぜひ対応をお願いしたいと思います。

それから、要望なんですけれども、厚生施設なんですけど、先ほども御議論がある中で、我々もなかなか工期についてですとかスケジュールについてですとか、あまり、毎回お伺いする形になると思うんですけども、できればフローチャートのような、もう少し細かいわかるようなスケジューリングを立てていただいて、ぜひ提出をお願いしたいと思います。ですが、いかがでしょうか。

○施設管理課長（千葉善一） 検討させていただきたいと思います。実際にはその都度になるのか次回の議会なのか、いろいろと業者と調整しながら、提示できるものにつきましては、フローチャートかどうかはまだ現時点では申し上げるのは難しいのですが、あわせてわかりやすいスケジュール表を調整できれば提示したいと思っております。

○議長（渋谷けいし） ほかにございますか。

○1番（島崎清二） 1点だけお願いいたします。施設管理関係ということで、厚生施設なんですけれども、室内のプール、また浴場の施設利用者、特に高齢者、障害者の方、多数御利用になっているなと思っているんですけども、25日にも地震がありましたよね。そのときに、やはり今回、室内プールまた浴場を利用の方、障害者、高齢者の方の安全対策としてはどのような取り組みをされているのか、それを1点お聞きします。

○施設管理課長（千葉善一） 先日の地震対策も含めまして、実際は室内ですので、当然泳いでいる方につきましては、座っている状態と若干違いますので、ある程度大きな地震

でないとなかなか気づかれないという部分ではありますが、監視員の方につきましては、利用者、お客様に対しては安全対策は当然とすべき問題でございます。プールにつきましては、マイクで言っても、やはりどうしても泳いでいる方、潜られている方、いろいろございますので素早く出ていただくのは難しい状況ではございますが、地震があった際には監視員からお声をかけて、とりあえずプールから1回上がっていただく。その後につきましては、外に出たほうが安全なのか、中で待機したほうが安全なのか、状況によりますが、浴場施設もあわせて安全対策などのマニュアルも含めて再度検討しながら、対応したいと思っております。

○1番（島崎清二） 高齢者の方、障害者の方がいざ有事の際にはもうパニック状態になると、そういう状況ですね。多くの方が利用されているときにそういう状況になったときに、しっかりとした安全対策を、今後、今検討されていくということでありますけれども、しっかりとやっていただければなと思います。また、今後さらに高齢化率も上昇する中でありますので、しっかりとした対応をしていただければと思いますので、安全に利用できる、そういう施設をつくっていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（渋谷けいし） 要望でよろしいですか。

○1番（島崎清二） はい。

○議長（渋谷けいし） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） それでは、ないようですので、以上をもって行政報告に対する質疑を終結いたします。

○議長（渋谷けいし） 「日程第10、議案第10号、柳泉園組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（並木克巳） 議案第10号、柳泉園組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、清瀬市及び東久留米市が加入する東京都市町村職員退職手当組合において、退職手当計算の基礎となる給料月額について改正されたことに伴い、関係市との支給状況の均衡を保つため、その改正内容に従いまして条例を整備するため、御提案申し上げますのでございます。

詳細につきましては、事務局より御説明申し上げますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（渋谷けいし） 補足説明を求めます。

○総務課長（新井謙二） 補足説明を申し上げます。

それでは、恐れ入りますが、議案第10号より2枚ほどおめくりいただきまして、議案第10号資料、柳泉園組合職員退職手当支給条例の新旧対照表をごらんください。

まず、第6条第14項第1項は、今回の改正にあわせまして、文言の整理をするものでございます。

次に、附則第9項として、平成28年3月31日までの間、退職手当の計算の基礎となる給料月額を平成27年3月31日に受けていた給料月額とする規定を附則に追加するものでございます。

公布の日から施行するものでございます。

補足説明については以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（渋谷けいし） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。

○3番（村山順次郎） 念のための確認なのですが、給与に関する条例改正ですので、関係団体、もっと言うと職員組合等との協議はどういう経過になっているのか、お聞きをしたいと思います。

○総務課長（新井謙二） 職員組合におきましては、5月の下旬にこういう形で申し入れ、案として了承を得ております。

○議長（渋谷けいし） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） それでは、ないようですので、以上をもちまして議案第10号、柳泉園組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の質疑を終結いたします。

これより議案第10号、柳泉園組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例に対する討論をお受けいたします。

討論がある場合は、まず、原案に反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第10号、柳泉園組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渋谷けいし） 挙手全員であります。よって、議案第10号、柳泉園組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決と決しました。

○議長（渋谷けいし） 「日程第11、議案第11号、工事請負契約の締結について」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（並木克巳） 議案第11号、工事請負契約の締結についての提案について御説明申し上げます。

本議案は、クリーンポートプラント制御用電算システム整備工事について、平成27年5月11日に仮契約を締結いたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして御提案申し上げるものでございます。

詳細につきましては、事務局より御説明申し上げますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（渋谷けいし） 補足説明を求めます。

○総務課長（新井謙二） 補足説明を申し上げさせていただきます。

まず、1の契約の目的でございますが、クリーンポートプラント制御用電算システム整備工事でございます。

次、2の契約の方法でございますが、本電算システムは、運転制御するための特殊な設備も含まれており、本事業を行うためには、設計施工会社でしか入手できない設備の詳細情報を有している必要があるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び柳泉園組合契約事務規則第46条第2項第1号の規定により、「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当することから、本電算システムの設計施工業者である会社と1社特命による随意契約でございます。

次に、3の予定価格でございますが、10億8,947万1,000円でございます。

次に、4の契約金額ですが、10億7,460万円でございます。

次に、5の契約期間でございますが、議決後の契約確定日から平成30年3月30日ま

でございます。

6の契約の相手方でございますが、富士電機株式会社でございます。

なお、本事業におきましては継続費として予算措置をしております。

続きまして、資料につきましては担当の技術課の佐藤課長より説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○技術課長（佐藤元昭） それでは、クリーンポートプラント制御用電算システム整備工事について御説明いたします。

1ページをごらんください。

1、一般概要です。クリーンポートを延命化させるため、各設備の機器装置の自動運転を制御しているプラント制御システム及びシステムに付随する制御装置の老朽化に伴い機器の更新を実施いたします。

年間ごみ処理量、発電計画を考慮し、年間の休炉計画の中で支障が出ないように工事を行うため、3カ年での更新工事を実施いたします。

2、3、4、5、6、7については、記載のとおりでございます。

8の年度内訳金額は、次の9、工事内容とあわせて御説明させていただきます。

それでは、3ページ、9、工事内容をごらんください。

一期工事、今年度ですが、（1）MMI更新。MMIとは、マン・マシーン・インターフェイスの略で、運転員が直接操作する部分でございます。

その1）オペレータステーションは、新旧入れかえを行います。グラフィック画面は現状のままとし、収納筐体におさめられた付帯設備は、新しい筐体に移し、チャンネルベースは流用いたします。

2）データベースステーションについても、新旧入れかえを行います。また、収納筐体におさめられた付帯設備は、新しい筐体に移し、チャンネルベースは流用いたします。

3）エンジニアリングワークステーションにつきましても、新旧入れかえを行います。

4）周辺機器については、情報LANを新規で布設し、合計で2億9,875万7,000円となります。

次に、（2）1号炉コントロールステーション更新です。コントロールステーションの新旧入れかえで5,321万5,000円。

（3）1号炉C/Cユニット・PLC更新。C/CユニットとPLCの新旧入れかえで1,641万850円。

(4) I T V装置整備。I T V制御盤内の制御部分と操作部の新旧入れかえをし、カメラについては流用し、1,367万円でございます。

(5) 無停電電源装置機器更新でございます。停電時に施設を安全に埋火する際に制御システムに必要な電力を確保するための装置で、新旧入れかえで3,007万8,000円です。

(6) 公害表示盤更新。柳泉園組合入り口脇に設置している表示盤の新旧入れかえでございます。映像ケーブルを新たに布設し、2,224万円。

(7) システム試験。プラント用電算システムの正常作動を確認し、運転員等に取り扱い説明及び運転立ち会いを行っていただきます。

一期工事としての費用は、諸経費及び消費税を含め、合計で5億3,114万4,000円となります。

続きまして、2年目、二期工事でございます。

(1) 2号炉・汚水・電力コントロールステーション更新。2号炉の汚水・電力コントロールステーションの新旧入れかえで1億5,445万円。

(2) 現場制御盤シーケンサ更新。現場に設置してあるろ過式集じん機制御盤等13の制御盤内のシーケンサの新旧入れかえで4,524万100円。

(3) 2号炉C/Cユニット・P L C更新。2号炉のC/Cユニット・P L Cの新旧入れかえで1,641万850円。

(4) システム試験。正常に作動するかの確認作業です。

二期工事としての費用は、諸経費及び消費税を含め、合計で2億7,054万円となります。

最後に、3年目、三期工事でございます。

(1) 3号炉・共通コントロールステーションの更新。3号炉・共通コントロールステーションの新旧入れかえで1億2,533万5,000円。

(2) 3号炉・共通C/Cユニット・P L C更新。3号炉共通C/Cユニット・P L Cの新旧入れかえで6,375万5,800円。

(3) 保護継電器整備。電流や電圧の急激な変化から電気回路を保護するための装置である保護継電器の新旧入れかえで2,886万8,000円。

(4) システム試験。正常に作動するかの確認でございます。

三期工事としての費用は、諸経費及び消費税を含め、合計で2億7,291万6,000円

となります。

最後に図面が添付されております。工期ごとに色分けがしてございます。赤色の部分が一期工事、緑色の部分が二期工事、水色の部分が三期工事となります。

説明は以上でございます。

○議長（渋谷けいし） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。

○3番（村山順次郎） 1点お聞きをしたいと思います。

さまざまな機器類、あるいはセンサー、コードなどが複雑になっているのだと思うのですが、新旧入れかえをするものもあれば、既存設備を流用してそれに接続を改めてするものもあるという御説明だったと思います。お伺いしたいのは、最後のそれぞれのところでシステム試験という形で書かれているのですが、実際に全部新しいものを入れるという場合と一部古いものが残っているという状態の場合と、やはりその難しさというんですかね、きちんと以前あったものが機能しているのか、あるいは画面上センサーで計測された数値がこうなっているけれども実際そうになっているのか等々の正常動作確認をされるんだと思いますが、これをどういう形でされていくのかということをお聞きしたいと思うのです。

東久留米市で課税システムを導入したら、システムに従ってそれぞれの納税者の課税される金額が算出されるわけですが、結果的に出てきている金額に少し間違いが起こることがありまして、その対処をしたということがありますが、機器、あるいは何らかのシステムを導入する際というのは、大抵の場合それは正常に動くものだろうと信頼して導入して何らかの試験をするんですが、それに漏れて正常に作動しない。中には仮にその数値が多少ずれていても問題ないものもあれば、その数値がずれていたら何の意味もないというものも柳泉園クリーンポートの機器類の中にはあると思います。

ですので、このシステム試験というのが、例えば納入業者から納入した機器について動作確認をしたら正常に作動しましたよというレポート1枚もらうだけなのか、あるいは、職員の皆さんが何らか実測等もしながら動作確認をしていくと。運転する中で常に確認もされていくんだと思いますが、そのシステム試験というのをどういうふうにされていくのかというのが現段階で何かあれば御説明いただきたいと思います。

○技術課長（佐藤元昭） ただいまの御質問で、システム試験、どんな方法でやるのかということですが、入れかえ完了後、おおよそ2週間程度、請け負った会社と当組合

の職員が立ち会いし、正常に動くかどうかの確認を行うということでございます。

○3番（村山順次郎） 一応現段階でのシステム試験の内容というのは理解いたしました。安全第一というのは言うまでもないことだと思います。同時に、新しく導入されるシステムというのが一般的には正常に作動するものだろうと信頼されて入れかえをされるんだと思いますが、先ほど申し上げた例も含めて、百に一つとはいえ、システムが一見正常に作動しているふうに見えて、そうなっているかどうかという確認は人がちゃんとすべき作業の1つだと思いますので、一期、二期、三期と分かれてやられていくんだと思いますが、その都度システムが正常に作動しているのかどうかの確認というのは、2週間の期間はしっかりやっていただくのはもちろんとして、さらに、その後のところで確認、点検をしていくということは留意してやっていただきたいと思います。

○議長（渋谷けいし） ほかにございますか。

○8番（小西みか） 1点お聞きいたします。以前にいただきました大規模補修の資料の金額と今回契約をされました金額について、拝見いたしましたところ、少し金額が違うという項目も幾つかありました。これについては、多分値引きということではないと思いますので、この整備工事の資料を出された時点と、実際に契約ということになって内容も精査されたということで、どのようなことが違うことによってこの金額が若干違うということになったのか、その辺について御説明をお願いいたします。

○技術課長（佐藤元昭） それでは、今回のクリーンポート制御用電算システム整備工事につきましては、もしかしたら勘違いされているのかもしれませんが、大規模補修には含まれているものではございません。それとは別の工事でございます、その中での御説明したものの金額の差ということですと、これは一社特命随意契約ですので、かなりの割合で話を詰めています。予算計上するに当たっても四、五回の交渉を行っています。その結果、予算書に金額を載せているわけですが、契約する前にも積算担当で積算していただいて、適正な価格かどうかを確認していただいた結果、この金額の差が出たということでございます。

○8番（小西みか） すみません。ありがとうございます。大規模補修というか、その資料の一部としていただいた電算システムの整備工事についてのということで、すみませんでした。

今の御説明の内容ですと、使うものであったりとかというものは、整備工事のまず前に説明をいただいたときと内容は特に変わったものはないということで、随意契約という関

係性の中で少し値引きというんでしょうか、金額としては少し抑えていただけるということから金額が、要はほぼ金額が変わっている内容については減っているという、今回の契約のほうが少なくなっているということになっておりますので、そういう認識ということによろしいんでしょうか。

○技術課長（佐藤元昭） 小西議員のおっしゃるとおりでございます。また、3カ年の見積もりですので、どうしてもやはり積算との差額が出ると。例えば継続工事になりますので、1年ごとの契約ではございませんので、そこにかかわる経費というのが1つの契約になる関係上安くなったりということもございます。その辺も含めて価格が安くなったということもあります。

○議長（渋谷けいし） ほかにございますか。

○4番（後藤ゆう子） 2点御質問いたします。

一般概要のところ、2行目に「制御装置の老朽化に伴い機器の更新を実施する」ということですが、これは、クリーンポートができたのが平成13年とお聞きしていますけれども、今回が初めての更新。15年で老朽化をするということでしょうか。ですので、また15年後にもう一回こういう整備工事が発生するのかということと、あと、2つ目は、契約の性質または目的が競争入札に適さないので随意契約ということで、先ほど積算担当が話を詰めるということでしたけれども、この金額、10億円というのが、例えばこれを設定するに当たって、ほかのこういう同じようなものを使っているクリーンポートが全国にどこかあって、そういうところの金額とかというのを比べたりということがあるのかどうか、お聞きいたします。

○技術課長（佐藤元昭） ただいまの質問ですけれども、今回の工事について初めてかということですが、15年間手を加えていないところに手を加えるわけでございます。なぜ手を加えなければいけないかといいますと、既に現状使っている機器がなくなってしまうと、トラブルが起こった場合、次の部品が入らない。修理するにしてもその部品が2カ月、3カ月かかってしまう。その間、施設をとめなくてはならなくなってしまいます。そういう状態を避けるために今のうちに更新をしましょうということでの工事でございます。

それで、ほかの施設はどうなのかということですが、当然ほかの施設も調べてはあります。なかなかこういう施設、例えば柳泉園組合で建てていただいたメーカーと同じもの、同じ状態のものがあるかということとありませんので、同規模なものを比較させていただいて、金額も確認させていただいています。その中で、例えば東京都、港清掃工場です

と、焼却施設としては大きいんですけども、こちらは焼却能力よりは何炉あるかということが金額にかかわる大事なところでございまして、港清掃工場は1炉300トンが3炉あるところで、単年度でやっていますのでやはり若干安いんですけども、8億3,200万円程度の金額がかかっております。また、柳泉園クリーンポートを当初建てたときの金額といたしましても11億円ぐらいかかっているということもございまして、今回3カ年に分けることによっての10億円強という金額はそれほど高いものではないと判断しております。

○4番（後藤ゆう子） よくわかりました。ありがとうございます。

○議長（渋谷けいし） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） なしと認めます。

以上で、議案第11号、工事請負契約の締結についての質疑を終結いたします。

これより議案第11号、工事請負契約の締結についてに対する討論をお受けいたします。

討論がある場合、まず、原案に反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第11号、工事請負契約の締結についてを採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渋谷けいし） 挙手全員であります。よって、議案第11号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決と決しました。

○議長（渋谷けいし） 「日程第12、議案第12号、柳泉園組合監査委員の選任について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、3番、村山順次郎議員の退席を求めます。

〔3番 村山順次郎議員退席〕

○議長（渋谷けいし） それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（並木克巳） 議案第12号、柳泉園組合監査委員の選任についての提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、柳泉園組合理約第13条に規定いたします議員のうちから選任する監査委員について、東久留米市選出の村山順次郎議員を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定によりまして、議会の同意をお願い申し上げるものでございます。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（渋谷けいし） 以上で提案理由の説明が終わりました。

本件は人事案件ですので、質疑及び討論を省略して採決をいたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渋谷けいし） 挙手全員であります。よって、議案第12号、柳泉園組合監査委員の選任については、原案のとおり同意と決しました。

〔3番 村山順次郎議員着席〕

○議長（渋谷けいし） ここで、柳泉園組合監査委員に選任されました村山順次郎監査委員に御挨拶をお願い申し上げます。

○3番（村山順次郎） ただいま選任いたしました東久留米市の村山でございます。誠実に職務に当たってまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（渋谷けいし） ありがとうございます。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。

午前11時39分 休憩

午前11時47分 再開

○議長（渋谷けいし） 休憩前に引き続き定例会を再開いたします。

○議長（渋谷けいし） 「日程第13、廃棄物等処理問題特別委員会報告」を行います。

桐山ひとみ委員長の報告を求めます。

○廃棄物等処理問題特別委員会委員長（桐山ひとみ） 廃棄物等処理問題特別委員会の報告をいたします。

まず、「日程第1、委員席の指定」を行いました。

次に、「日程第2、委員長の互選」を行い、私が委員長に当選をいたしました。

最後に、「追加日程第2、副委員長の互選」を行い、関根光浩委員が副委員長に当選をされました。

なお、陳情等の審査案件はございませんでした。

以上で廃棄物等処理問題特別委員会の報告を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。
ます。

○議長（渋谷けいし） 報告が終わりました。

ここで、職員をして議席番号表、特別委員会委員名簿、議員及び特別職員名簿を配付させます。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

以上をもちまして平成27年第2回柳泉園組合議会定例会を閉会いたします。

午前11時48分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳泉園組合議会議長 渋谷 けいし

議 員 藤 岡 智 明

議 員 桐 山 ひとみ